

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准できませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会は、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘し、早期批准を勧告しています。現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち115か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2025年に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は148か国中118位と低迷しており、国際的な水準にたって、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題です。

政府は第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）において、「選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。よって、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月10日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
總務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）



宛